

決議案第 4 号

リニア中央新幹線中間駅を天理市に設置することを求める  
意見書について

標記の件につき、別紙のとおり天理市議会会議規則第14条第1項の  
規定により提出する。

平成25年3月22日提出

天理市議会議員	大 橋 基 之
〃	菅 野 豊 盛
〃	廣 井 洋 司
〃	加 藤 嘉久次
〃	寺 井 正 則
〃	佐々岡 典 雅

## リニア中央新幹線中間駅を天理市に設置することを求める意見書

リニア中央新幹線は、全国新幹線鉄道整備法に基づく昭和 48 年の「建設を開始すべき新幹線鉄道の路線を定める基本計画」並びに平成 23 年 5 月 26 日国土交通大臣により決定された「中央新幹線の整備計画」により、東京都と大阪市を起・終点に「甲府市附近」「赤石山脈（南アルプス）中南部」「名古屋市附近」「奈良市附近」を主な経過地として計画された「中央新幹線」を超電導磁気浮上式鉄道として整備するものである。

同事業は世界でも有数の人口集積地域・経済活動の中心地域である三大都市圏を貫く新計画であり、これまでの在来新幹線・高速道路を中心とする国土軸に新機軸をもたらすものであると同時に、沿線のみならず日本全体に活力をもたらす極めて重要な国家的プロジェクトといえる。

したがって、そのルート、及び新駅の設置場所等については、路線の開業予定を 2045 年と見込んでいることを踏まえ、将来の我が国の経済・社会情勢を見据えた検討が求められており、「奈良市附近」とされている中間駅の設置場所についても、事業者、奈良県はもちろんのこと地域基礎自治体、地域住民、また関係者等の意見を広範に聴取した上で、地勢学上の検討を踏まえた総合的な判断が必要であると考えます。

本市議会としては、下記の理由により「奈良市附近」に設置予定のリニア中央新幹線中間駅を、「天理市内」に設置することについて、国、奈良県、及び事業者に強く要望するものである。

### 記

平成 24 年 10 月 22 日に開催された三重・奈良両県並びに両県経済団体連合協議会の共同アピールでは、奈良市附近新駅の想定地域は、紀伊半島全域の人口・経済域において平等であることが望ましいと決議されている。人口比等を勘案すれば、地勢学的・交通学的に紀伊半島の中心に近く、交通結節性の高い天理市橿本地区に設置することが望ましい。天理市橿本地区周辺は、名阪国道・京奈和道のインターチェンジにも近く、北は京都府、南は和歌山県、西は大阪府、東は三重県から自動車専用道路により直接乗り入れも可能であり、また、JR 桜井線と大和路線をつなぐことにより、JR 橿本駅を中心として奈良県北部に環状機能をもたせることができ、広範囲に渡るアクセス拠点として、奈良県全域の発展に寄与することができる。また奈良市、生駒市、大和郡山市に比べ慢性的な交通渋滞のない地域であり、天理市の

みならず奈良市南部に至る広大な土地の開発も可能である。JR側としても土地の立地状況から見て地上駅にすることができ、これにより建設コストの削減と駅の早期建設に計り知れない利点をもたらすと考える。

平成24年11月27日に奈良県が公表した生駒市・大和郡山市を除く県内37市町村首長アンケートによれば、新駅は「京奈和、西名阪両自動車道に近く、県南部に近いことが望ましい。」とされており、これらの条件に天理市櫛本地区は合致するものと考えている。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月22日

天 理 市 議 会